

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県長井市長

公表日

令和6年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、以下の事務を行う。 (1) 年金生活者支援給付金の請求書等を受理し、日本年金機構に進達する。 (2) 年金生活者支援給付金の支給要件調査対象者の所得情報等を日本年金機構に提供する。
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条の2第1号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-84-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市市民課 TEL:0238-82-8007

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月17日	Ⅱ.1.対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年2月14日時点	令和2年4月1日時点		
令和2年6月17日	Ⅱ.2.取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年2月14日時点	令和2年4月1日時点		
	I, 1. ②事務の概要(1)	年金生活者支援給付金の請求書等の受理	年金生活者支援給付金の請求書等を受理し、日本年金機構へ進達する。	事後	
	I, 1. ②事務の概要(2)	年金生活者支援給付金の支給要件調査対象者の所得情報等の提供等の提供に関する事務	年金生活者支援給付金の支給要件調査対象者の所得情報等を日本年金機構へ提供する。	事後	
	I, 2. 特定個人情報ファイル名	国民年金被保険者台帳、福祉年金受給権者台帳	年金生活者支援給付金情報ファイル	事後	
	I, 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条の2第1号	事後	
	I, 7. 請求先	長井市ままの上5番1号 0238-84-2111	長井市栄町1番1号 0238-82-8002	事後	
	I, 8. 連絡先	長井市ままの上5番1号 0238-87-0681	長井市栄町1番1号 0238-82-8007	事後	
	Ⅱ, 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成31年2月14日時点	令和3年4月1日時点	事後	
	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月14日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ.1.対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ.2.取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ.1.対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ.2.取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求(請求先)	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-82-8002	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-84-2111	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ.1.対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ.2.取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	